

徳島県行政書士会会則

沿 革	昭和46年	11月30日	徳島県指令総第1438号認可
	昭和50年	7月21日	徳島県指令総第 317号認可
	昭和51年	5月18日	徳島県指令総第 211号認可
	昭和52年	5月20日	徳島県指令総第 260号認可
	昭和53年	5月23日	徳島県指令総第 283号認可
	昭和54年	8月30日	徳島県指令総第 411号認可
	昭和55年	9月 1日	徳島県指令総第 501号認可
	昭和56年	6月27日	徳島県指令総第 347号認可
	昭和58年	3月30日	徳島県指令総第 142号認可
	昭和58年	6月13日	徳島県指令総第 297号認可
	昭和59年	8月27日	徳島県指令総第 412号認可
	昭和60年	4月 1日	徳島県指令総第 296号認可
	昭和61年	2月 4日	徳島県指令総第 47号認可
	昭和62年	4月 1日	徳島県指令総第 298号認可
	平成 1年	4月 1日	徳島県指令総第 335号認可
	平成 3年	6月24日	徳島県指令総第 178号認可
	平成 4年	9月10日	徳島県指令総第 215号認可
	平成 5年	9月20日	徳島県指令総第 192号認可
	平成 7年	6月16日	徳島県指令総第 119号認可
	平成 8年	6月19日	徳島県指令総第 211号認可
	平成10年	6月26日	徳島県指令総第 188号認可
	平成11年	6月11日	徳島県指令総第 396号認可
	平成12年	6月16日	徳島県指令総第 544号認可
	平成15年	7月 8日	徳島県指令総務第 310号認可
	平成16年	6月22日	徳島県指令総務第 248号認可
	平成17年	6月27日	徳島県指令総務第 219号認可
	平成19年	7月 5日	徳島県指令総務第 281号認可
	平成20年	7月24日	徳島県指令総務第 321号認可
	平成22年	7月 2日	徳島県指令総務第 224号認可
	平成23年	7月 1日	徳島県指令総務第 10004号認可
	平成24年	6月13日	徳島県指令総務第 10004号認可
	平成29年	7月18日	徳島県指令総務第 10003号認可

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、徳島県行政書士会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、行政書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 会員の品位保持に関すること。
- 二 日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）が行う行政書士の登録及び行政書士法人の届出に必要な事務の一部に関すること。
- 三 業務関係、諸法規の調査及び連絡に関すること。
- 四 関係諸官公署との連絡協調に関すること。
- 五 非行政書士行為の排除に関すること。
- 六 業務関係図書類の購入、斡旋及び頒布に関すること。
- 七 講演会及び講習会等の開催に関すること。
- 八 会員の研修に関すること。
- 九 福利厚生及び共済に関すること。
- 十 広報活動に関すること。
- 十一 裁判外の紛争解決制度に関する調査・研究及び機関の設置・運営に関する事項
- 十二 行政書士試験に関し、指定試験機関が実施する試験事務に協力すること。
- 十三 行政に関する手続の円滑な実施に寄与するための官公署等からの業務受託に関すること。
- 十四 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業。

(組 織)

第4条 本会は、行政書士法（以下「法」という。）第15条第1項の規定により、徳島県内に事務所を有する行政書士及び行政書士法人を

もって組織する。

(事務所の所在地)

第5条 本会は、事務所を徳島市におく。

第2章 登録及び届出事務

(登録及び届出に関する事務)

第6条 本会は、法及び法に基づく命令並びに連合会の会則及び規則に基づき、行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関する事務の一部を行う。

(登録及び届出の処理)

第7条 本会は、行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関する書類の提出があったときは、連合会の会則及び規則の規定するところにより、必要な調査を行い、迅速かつ的確にその処理を行うものとする。

(行政書士の業務の開始)

第8条 行政書士としての業務は、法第6条の2第2項の規定による、登録を受けた後でなければ開始できない。

第3章 会 員

(会 員)

第8条の2 本会の会員は、次項各号に掲げる行政書士及び第3項に掲げる行政書士法人とする。

2 行政書士である会員（以下「個人会員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 本会の区域内に事務所を有する行政書士
 - 二 次項に規定する行政書士法人の事務所に所属する社員である行政書士
 - 三 第一号に規定する行政書士又は次項に規定する行政書士法人の使用人であり、当該事務所を行政書士名簿に登録している行政書士
- 3 行政書士法人である会員は（以下「法人会

員」という。)は、本会の区域内に事務所を有する行政書士法人をいう。

(個人会員の入会)

第9条 本会を経由して、登録を受けた者は、その時から本会の会員となる。

2 他の都道府県より本会の区域内に事務所の移転をした者は、その移転があった時に、本会の会員となる。

(行政書士法人の入会)

第9条の2 行政書士法人は、その主たる事務所又は従たる事務所を本会の区域内に登録した時、若しくは本会の区域外から移転により登記した時に本会の会員となる。

(個人会員の退会)

第10条 法第7条第1項各号の一に該当するに至った者は、その時に本会を退会する。

2 法第7条第2項の規定により登録を抹消された者は、その時に本会を退会する。

3 他の都道府県の区域内に事務所を移転した者は、その移転があった時に、本会を退会する。

(法人会員の退会)

第10条の2 法人会員は、その事務所の移転又は廃止により、本会の区域内に事務所を有しないこととなり、その旨を登記した時、又は解散した時に本会を退会する。

(職印の届出)

第11条 個人会員が、業務上使用する職印は、別表第2に準じて調製しなければならない。

2 個人会員は、本会の会員となった後、直ちに、前項の職印を押印した印鑑紙に氏名を自署して本会に提出しなければならない。改印したときも同様とする。

3 印鑑届に関する必要な事項は、規則で定める。

(法人会員の職印)

第11条の2 法人会員は、本会の会員になった後、又は、既に本会の会員である場合において新たに従たる事務所を設置した後、直ちに、業務上使用する職印を押した印鑑紙に事務所の名称を記載して本会に提出しなければならない。改印したときも同様とする。

2 前項の職印には、行政書士法人の名称を使用しなければならない。

(会員台帳)

第12条 本会に会員台帳を備える。

(会員証)

第13条 本会の会員には、会員証を交付する。

2 会員証に関する必要な事項は、規則で定める。

第4章 入会金及び会費

(入会金)

第14条 本会に入会しようとする者は、別表第1に定める額の入会金を納入しなければならない。

(会費)

第15条 会員は、別表第1に定める額の会費を納めなければならない。

2 会員が、前項の会費を1か月以上滞納したときは、一定の期日を定めて納入すべき旨の勧告をするものとする。

3 前項の勧告を受けた会員が、なお当該勧告に応じないときは、綱紀委員会に付するものとする。

4 綱紀委員会が調査の結果、廃業勧告等を行うことが適当であるとの報告があった場合、会長は理事会の議を経て個人会員に対しては廃業の勧告を、法人会員に対しては解散の勧告又は事務所の廃止の勧告をするものとする。

5 会費を滞納したまま廃業した者又は従たる事務所を廃止した法人会員が、再び本会の会員となるときは、当該滞納会費に相当する額を、その際納めなければならない。

(会費の延納減免)

第16条 個人会員にあっては疾病又は災害等により、法人会員にあっては災害等により、会費の納入が困難になったときは、その延納、減額又は免除の申出をすることができる。

2 前項の申出は、当該会員の所属する支部を経由してするものとし支部長は実情を調査の

上、意見を附した書面をもって会長に具申するものとする。

- 3 会長は、会費の延納、減額又は免除の申請があったときは、理事会の議決を得て、その旨を当該支部及び会員に通知しなければならない。
- 4 前項の規定により、当該会員の会費の延納等を行う措置については、規定で定める。

第5章 役員

(役員)

第17条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	5名以内
理事	25名以内
監事	3名以内

(職務)

- 第18条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長の定めるところにより会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位によりその職務を代理し、又は代行する。
 - 3 理事は、理事会の構成員として、第33条に定める事項を審議し、会長の定めるところにより、本会の業務を分掌する。
 - 4 監事は、本会の資産及び会計を監査する。

(選任)

- 第19条 役員は、個人会員の中から総会において選任する。
- 2 選任の方法は規則で定める。
 - 3 監事は、本会の他の役員を兼ねることができない。

(任期)

- 第20条 役員は、就任後の第2回目の定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員は、すでに選任されている役員と同一とする。

(退任)

第21条 役員は、会員の資格を喪失したとき又は総会において解任の決議があったときは退任する。

第6章 総会

(総会)

- 第22条 総会は、定時総会と臨時総会とする。
- 2 総会は、個人会員をもって構成する。
 - 3 総会は、個人会員の2分の1をこえる出席がなければ、これを開くことができない。
 - 4 次条第2項の規定により議決権の行使を委任した個人会員は、総会に出席したものとみなす。

(議決権)

- 第23条 個人会員は、1個の議決権を有する。
- 2 個人会員で総会に出席することができない者は、書面をもって、出席する個人会員に委任して、その議決権を行使することができる。

(招集)

- 第24条 定時総会は、毎会計年度終了後2か月以内に、臨時総会は必要ある場合に随時、会長がこれを招集する。
- 2 総会を招集するには、会日より10日前までに、通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。
 - 3 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載しなければならない。

(特別招集)

- 第25条 会長は、個人会員の3分の1以上の者から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して、総会招集の請求があったときには、1か月以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- 2 前項の請求があった日から1か月を経過しても、総会を招集する通知が発せられないときは、前条第1項の規定にかかわらず、前項の請求者の代表が総会を招集することができる。

(議決事項)

第26条 総会においては、次の事項を議決する。

- 一 会則の制定及び変更に関する事項
- 二 予算の決定及び決算の承認に関する事項
- 三 役員の選任及び解任に関する事項
- 四 綱紀委員の選任及び解任に関する事項
- 五 理事会において総会に附議すべきことを決定した事項
- 六 その他総会において審議することを相当と認めた事項

(決 議)

第27条 総会の議事は、本会則に別段の定めがある場合のほか、出席した個人会員（第22条第4項の規定により総会に出席したとみなされるものを含む。次条においても同じ。）の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別決議)

第28条 総会において、次の事項を決議するときは、出席した個人会員の3分の2以上の同意を要する。

- 一 会則の制定及び変更に関する事項
- 二 役員の解任に関する事項

(議 長)

第29条 総会の議長は、総会において選任する。

(議 事 録)

第30条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過要領及び結果を記載し、議長及び出席した個人会員2名が、署名押印しなければならない。

第7章 理 事 会**(理 事 会)**

第31条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会の招集は、会日より7日前までにそ

の通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

3 前項の通知は、第24条第3項の規定を準用する。

4 理事会は構成員の3分の2以上の同意により、招集の手続を経ないで開くことができる。

(議決事項)

第33条 理事会は、次の事項を議決する。

- 一 事業計画に関する事項
- 二 規則等の制定及び改廃に関する事項
- 三 総会に附議すべき議案に関する事項
- 四 支部及び支部長会に関する事項
- 五 日本行政書士会連合会の代議員選任に関する事項
- 六 その他、この会則に規定するもののほか、特に業務執行に関して重要な事項

(決 議)

第34条 理事会は、構成員の2分の1をこえる出席がなければ、これを開くことができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第23条第2項の規定は、理事会に準用する。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議 事 録)

第36条 理事会の議長は、議事録を作成し、会議の次第及び出席者の氏名を記載しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事2名の者が署名押印しなければならない。

第8章 委 員 会**(委 員 会)**

第37条 本会に次の委員会を置く。

- 一 綱紀委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 監察委員会

四 申請取次行政書士管理委員会

五 その他理事会において必要と認めた委員会

- 2 第1項第1号を除く各委員会の委員の任命及び組織運営については、規則で定める。

(綱紀委員会)

第38条 綱紀委員会は、会員の綱紀保持に関する事項をつかさどる。

- 2 綱紀委員会は、委員5名以上8名以内をもって組織する。
- 3 綱紀委員は、個人会員の中から総会で選任する。
- 4 綱紀委員の任期は、就任後2回目の定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により選任された委員の任期はすでに選任されている委員の残任期間と同一とする。
- 6 綱紀委員は、本会の役員を兼ねることができない。
- 7 その他綱紀委員会に必要な事項は、規則で定める。

(選挙管理委員会)

第39条 選挙管理委員会は、本会の選挙事務を管理し執行する。

- 2 その他選挙管理委員会に必要な事項は、規則で定める。

(監察委員会)

第40条 監察委員会は、行政書士業務の適正、円滑な処理を図るとともに、その職域確保の業務を行う。

- 2 その他監察委員会に必要な事項は、規則で定める。

(申請取次行政書士管理委員会)

第40条の2 申請取次行政書士管理委員会は、本会を通じ地方入国管理局に対し、届出を申し出た届出者等の管理につき必要な事項を定め、その適正且つ円滑な運用を図る。

- 2 その他申請取次行政書士管理委員会に必要な事項は、規則で定める。

第9章 業務組織

(業務の分掌)

第41条 本会は、会則第3条の事業を行うため必要な部を置く。

- 2 部の業務組織及び運営に関しては、規則で定める。

(事務局)

第42条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に必要な事項は、規則で定める。

第10章 会員の責務及び研修

(責 務)

第43条 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用、又は品位を害するような行為をしてはならない。

(品位保持)

第44条 会員は業務上必要な学術の研究及び実務の研鑽に努力するとともに、たえず人格の向上を図り、行政書士としての品位を保持しなければならない。

(新入会員研修)

第44条の2 法第16条の5第1項の規定により本会の会員となった者は、入会后最初に本会の実施する新入会員研修を受けなければならない。

(研 修)

第44条の3 個人会員は、本会及び連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

(研修事業)

第44条の4 本会は、個人会員の資質の向上を図るため、研修に関する必要な施策を行う。

- 2 研修の内容及び実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務の公正保持)

第45条 会員は、公正かつ速やかにその業務を取り扱わねばならない。

2 会員は、不正、不当な手段で依頼を誘致するような行為をしてはならない。

(名義貸等の禁止)

第46条 会員は、自己の名義を貸与し、その者をして法第1条の2及び法第1条の3に規定する業務を行わせてはならない。ただし、法第1条の4の場合を除く。

(秘密の保持)

第47条 会員は、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。又、会員でなくなった後も同様とする。

第11章 会員の処分**(会員に対する処分)**

第48条 本会は、会員の業務の適正又は品位の保持を図るため、必要があると認めるときは、理事会の決議に基づき、当該事項を綱紀委員会に諮問することができる。

2 本会は、綱紀委員会の報告に基づき、当該会員を処分することができる。

(会員の処分の種類)

第48条の2 会員に対する処分は、次のとおりとする。

一 訓告

二 2年以内の会員の権利の停止

三 個人会員にあっては、廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）

四 法人会員にあっては、解散の勧告又は事務所の廃止の勧告（解散又は廃止するまでの間の会員の権利の停止を含む。）

2 本会は、前項の廃業、解散又は廃止の勧告（廃業、解散又は廃止するまでの間の会員の権利の停止を含む。）処分を受けて2年を経過した会員からの申請に基づき、理事会の決議により、当該処分を将来に向かって取り消すことができるものとする。

3 第1項第二号から第四号で定める会員の権利の停止及びその他会員の処分に必要な事項は、規則で定める。

(知事に対する措置要求)

第49条 本会は、綱紀委員会の報告に基づき、会員が次の各号に該当したときは、徳島県知事に対してその事実を報告し、必要な措置をとるよう求めることができる。

一 法律、命令、規則その他知事の処分に違反したとき

二 行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき

三 会則に違反する等して勧告をうけたとき

(懲戒処分の届出)

第49条の2 会員は、法第14条又は法第14条の2の規定に基づき、戒告、業務の停止又は禁止等の処分を受けたときは、遅滞なく本会にその旨を記載した届出書を提出しなければならない。

第12章 報酬の額及び領収証**(報酬の額の揭示)**

第50条 会員は、その業務に関し受ける報酬の額を、連合会の定める様式により報酬額表として作成し、事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(領収証)

第50条の2 会員は、依頼者から報酬を受けたときは、連合会の定める領収証の基本様式に関する規則により、正副2通の領収証を作成し、正本はこれに記名し職印を押して当該依頼人に交付し、副本は作成の年月日順に綴って5年間これを保存しなければならない。

(報酬の額の統計等)

第50条の3 法第10条の2第2項の規定による会員の報酬の額についての統計及び公表に関し必要な事項は、規則で定める。

第13章 資産及び会計

(会計年度)

第51条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(経費)

第52条 本会の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

- 一 会費
- 二 入会金
- 三 登録事務等取扱交付金
- 四 寄付金
- 五 その他の収入

(予算)

第53条 会長は、毎会計年度の予算案を作成し、定時総会の議決を得なければならない。

- 2 会長は、理事会の同意を得て、予算外の支出をすることができる。
- 3 会長は、前項の支出をしたときは、その後にかかれる最初の総会で承認を得なければならない。

(決算)

第54条 会長は、毎会計年度終了後、会の収入及び支出の決算報告書を作成し、監事の監査を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- 2 監事は、前項の監査結果を定時総会に報告しなければならない。

(財産目録)

第55条 会長は、本会の資産及び負債を明らかにするため、毎会計年度末現在における、財産目録を作成しなければならない。

(資産の管理)

第56条 本会の資産は、理事会の決議に基づき、会長が管理する。

(旅費等の支給)

第57条 名誉会長等、役員、個人会員（これ等の者を「役員等」という。）又は事務局の職員が本会の会務に係る会議等に出席するときは、規則で定める旅費等を支給するものとする。

(渉外費の支給)

第57条の2 会長、副会長、日本行政書士会連合会理事に対する渉外費は別に定める規則により支給する。

(財産の請求制限)

第58条 会員は、退会した場合において、本会对し、この会則に別段の定めのある場合を除いて、財産上の請求をすることができない。

第14章 支部

(支部)

第59条 本会は、会員との連絡調整及び業務改善を図るため、支部を設ける。

- 2 支部の名称及び区域は理事会で定める。
- 3 前項の区域内に事務所を有する会員は、当該支部に所属するものとする。
- 4 支部に関する必要な事項は、規則で定める。

(支部交付金)

第59条の2 本会は、前条に規定する支部に対し、その活動を促進するため、規則で定める交付金を支給するものとする。

(支部長会)

第60条 支部長会は、支部長をもって組織する。

- 2 支部長会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

第15章 行政書士ADRセンター徳島

(行政書士ADRセンター徳島)

第60条の2 本会は、裁判外の民間紛争を解決するため、行政書士ADRセンター徳島（通称 紛争かいけつ徳島）を設置し、その運営を行うことができる。

第16章 補則

(名誉会長等)

第61条 本会に、名誉会長、顧問、相談役及び

参与（以下これ等の者を「名誉会長等」という。）を置くことができる。

- 2 名誉会長は総会にはかつて、会長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役及び参与は、理事会にはかつて会長が委嘱する。
- 4 名誉会長等は、本会の業務の執行について助言し、かつ、各種の会議に出席して意見をのべることができる。
- 5 名誉会長等である期間は、その委嘱した会長の任期と同一とする。

（補助者）

第62条 行政書士の使用人である行政書士又は行政書士法人の社員若しくは使用人である行政書士を除く個人会員及び法人会員は、その事務に関して補助者を置くことができる。

- 2 補助者に関し必要な事項は、行政書士法施行規則に基づき、規則で定める。

（試験事務に関する協力）

第63条 本会は、法第3条及び第4条に規定する指定試験機関が行う場合の行政書士試験の試験事務につき、協力するものとする。

附 則

（施行期日）

1. この会則は、昭和58年4月1日から施行する。

（経過措置）

2. 法（昭和58年法律第2号）附則第3項の規定により、入会届を提出して本会の会員となる場合の入会に関する会則の適用については、改正前の会則によるものとする。

附 則

この会則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成1年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年6月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成4年9月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成5年9月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年6月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年6月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年6月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年6月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年6月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年7月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年6月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年7月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年7月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年7月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年6月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年7月18日から施行する。

別表第1

入会金・会費等に関する規定

(入会金)

1. 入会金は、個人会員 金15万円とする。
法人会員 金15万円とする。

(会費の金額)

2. 会費は、個人会員 1か年当り金7万2千円とする。
法人会員 1か年当り金7万2千円とする。
-

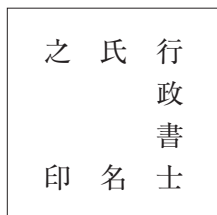
別表第2

(職 印)

- 職印の大きさは、個人会員は1.5cmとする。
法人会員は1.5cm以上3.0cm以内とする。

個人会員

1.5cm



1.5cm